

回 覧								

たるみず 農業委員会だより No.47

令和2年9月発行



耕作放棄地解消農地でトウモロコシを収穫！

6月10日に耕作放棄地解消事業として、新城地区の遊休農地に植えたトウモロコシの収穫を行いました。

収穫には、新城こども園、恵典の泉、新城地区公民館の方々約50人が参加しました。

園児たちは農業委員・推進委員にトウモロコシの採り方を教えてもらい、たくさん収穫しました。



その場で収穫したトウモロコシを味見しました。「甘くておいしい！」と評判でした。



お礼にポスターを持ってきてくれました。

耕作放棄地解消事業とは？

農業委員・推進委員自らが農機具等を持ちより、荒れている農地を耕作可能な農地に再生し、地域の耕作放棄地解消のモデルとして農作物を栽培する事業です。

毎年、対象農地を選定して、重機等で遊休農地の耕作を行い、トウモロコシ・バレイショの作付けや稲作を行います。農地は担当地区の農業委員を中心に管理しています。

1年間農業委員会で管理した後は、市の担い手農家が借り受けて耕作を行います。

また、耕作放棄地解消事業の農地で収穫した農作物は、市内の園児・小学生が収穫体験を行うことで、農業への理解を深める目的もあります。



農地パトロールを農業委員会全体で行いました！

農業委員会では毎年8月頃、農地利用の確認や遊休農地の実態把握、違反転用の発生防止・早期発見を目的に利用状況調査（農地パトロール）を実施しています。

7月22日、担当地区以外の農地についても情報を共有するため、バスで市木地区、水之上地区、上野台地の農地パトロールを行いました。

また、水之上地区では7月の豪雨災害の被害状況について確認しました。



垂水市農業委員会では、今後も農家を積極的にサポートしていきたいと考えております。
農地の利用等でご相談がありましたら、いつでもご連絡ください。

無断転用等には罰則があります！

許可を受けずに無断で農地を転用した場合や転用許可に係る事業計画どおり転用していない場合には、農地法違反となり、工事の中止や原状回復等の命令がなされる場合があります。罰則の適用もあります。

①転用違反

3年以下の懲役または、300万円以下の罰金（法人は1億円以下の罰金）

②違反転用における原状回復命令違反

3年以下の懲役または、300万円以下の罰金（法人は1億円以下の罰金）

2a未満農業用施設建築届のお願い

農地に耕作又は養畜のため、**2a未満の農業用施設（堆肥舎、畜舎、農舎）を建築する際**には、2a未満農業用施設建築届の提出をお願いしております。

具体的な手続きについては農業委員会事務局にご連絡ください。

垂水市の下限面積のお知らせ

農地の権利を取得（農地売買、贈与等）するには、取得する本人、あるいはその世帯員等が、取得後の耕作面積が垂水市で設定された下限面積を超えなければ、農地を取得できません。また、空き家に付属した農地（垂水市空き家バンクに登録した家屋に付属する農地）にも下限面積が設定されております。この**下限面積は市町村によって異なる**ため、ご注意ください。

区域	下限面積
垂水市全域	20 アール
空き家に付属した農地（垂水市空き家バンクに登録した家屋に付属する農地に限る。）	0.1 アール

令和2年度農作業標準賃金及び農作業料金

令和2年度農作業標準賃金及び農作業料金を下表のとおり定めました。ただし、あくまでも標準の金額ですので、作業内容や条件等、お互いによく話し合いの上、金額を決めてください。

(一般農作業)

区分	種類		単価	備考
賃金	一般賃金 (8時間)	最高	—	賄いなし 最低賃金が県最低賃金を下回った時は、 県最低賃金の額と同一とする。
		最低	6,320円	
耕賃 (10a当たり)	耕起・耕耘のみ		7,200円	水田・畑 県最低賃金R1.10.3改定 時間額790円
	深耕(プラウ)		7,200円	
	プラソイラー		6,200円	
	サブソイラー	ハウス	7,200円	水田のみ
		露地	6,200円	
	代かきのみ		9,000円	水田のみ
	耕起から代かき		16,000円	
	機械田植え		8,500円	
耕起から田植え		24,500円		
刈取 (10a当たり)	水稲		8,200円	ヒモ代込み
脱穀 (10a当たり)	水稲	ハーベスター	9,300円	結束つき
			7,700円	結束なし
		コンバイン	33,000円	刈り取りから籾乾燥まで
籾乾燥 (10a当たり)	水稲		15,400円	
その他作業	薬剤散布 (10a当たり)	粉剤	2,600円	農薬代含まず
		液剤	3,100円	
	畦畔作業		52円	1m当たり

全国農業新聞・農業者年金はいかがですか？ □

全国農業新聞は週刊の農業総合専門紙です。農政解説・農業経営に関する情報や、暮らしに役立つ話題を農業者の視点からお届けします(毎週金曜日・月4回発行、700円/月)。

農業者年金は、国民年金の第1号被保険者で20歳以上60歳未満の年間60日以上農業に従事している農業者であれば誰でも加入できる年金制度です。毎月の納付額は2万円から6万7千円の間で自由に選択でき、意欲ある担い手には、保険料の国庫補助制度(政策支援)もあります。

【発行元・お問合せ先】

垂水市農業委員会事務局

鹿児島県垂水市上町114番地(垂水市役所内)

TEL: 0994-32-1205

FAX: 0994-32-6625